

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

娘が窃盗の容疑者に。
どうになってしまうのでしょうか。

Q

28歳の次女についてのご相談です。私は地方で薬局を営んでいます。長女は無事薬剤師になって結婚し、他県で働いていますが、次女はうまくいかず、大卒後は福祉の仕事をしています。あまり面白くなさそうなので、親としては早く結婚を願っています。親としては早く結婚を願っています。親としては早く結婚を願っています。

れたとのことでした。娘は家について、警察に自分の部屋を見せましたが、いつもゴミ屋敷のような部屋から、派手なオレンジ色の小さなバッグが出てきました。警察が中を開け、被害届にある現金1万円がないと。被害者の話では、財布ではなく、そのままバッグに入れていたとのこと、小銭入れはありません。娘が言うには、職場からの帰

りに甘い物を買って、コーナリーで食べた際、女性がバッグを忘れていったので、後で届けようと思っただけで、届けるのを忘れていたのだと。娘は後日、警察の事情聴取に行きますが、われわれがいくら聞いても、現金は元からなかったと言いつつ、このままだと娘はどうなるのでしょうか。

娘さんの行為は立派な窃盗。
刑事事件に詳しい弁護士を見つけましょう。

A

きつい言い方かもしれませんが、それは立派な窃盗ですね。犯行場所はコンビニ、被害品はバッグであって、中にあった現金ではありません。現金が入っていたかどうか、それを娘さんが盗ったかどうかは窃盗の成立には無関係で、情状に過ぎません。ですので、現金は入っていなかったといった弁解は、何の役にも立たないどころか、むしろ有害です。

考えてもみてください。その女性が知人であったならばともかく、名前も住所も連絡先も知らなくて、どうやってそのバッグを返すのでしょうか。ばかも休み休み言えと警察は言うでしょう。認めたくないかもしれないですが、娘さんは不法領得の意思をもって、他人の財物を窃取した窃盗罪を犯し、これは「10年以下の懲役又は50万円以下の罰金」になります(刑法235条)。初犯だし、被害品の金額自体さほど高額ではないので、認めて賠償をし、反省すれば不起訴(起訴猶予)になるでしょうが、このままだと、もしかしたら逮



捕されるかもしれないし、もちろん不起訴にはなりません。罰金(略式請求)でも終わらないので、公判請求になるでしょう。となれば、もし運良く執行猶予がついても前科になってしまいます。

一日も早く、刑事事件に詳しい弁護士を見つけて、今後の見込みをきちんと話して、娘さんに納得してもらいましょう。被害女性に謝って相応額を賠償し、示談書の中に宥恕する文言を入れてもらえれば、起訴猶予にな

ると思います。

さてその先の話ですが、娘さんが窃盗という大それたことをしかした原因については、きちんと話し合い、専門家の判断も仰いで対処されたほうがよいと思いますよ。なんらお金に困っていないとしても、万引きなどを繰り返す人は珍しくありません。起訴猶予になっても警察の前歴には残るので、次に何かしでかした場合はそう簡単には済まされたいと思いません。